

建管第1268号
令和3年(2021年)1月7日

建設業者団体の長 様

北海道建設部長

建設業許可申請等に係る行政手続の対面規制の見直しについて

日頃から本道の建設行政の適正かつ円滑な執行について、御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、国では、行政分野におけるデジタル化・オンライン化に向け、書面・押印・対面主義の脱却や規制改革の推進などを進めており、道では、こうした国の方針などを踏まえ、押印・書面規制・対面規制の見直しの考え方を昨年末に取りまとめました。

建設業許可などの申請手続については、昨年4月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、当面の間、郵送による受付としていましたが、この度、郵送による受付を基本とすることとしましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体の会員に対し、次の対応について周知いただきますよう、御配慮をお願いします。

記

1 郵送による受付とする手続き

- (1) 建設業許可申請・届出(決算報告含む)
- (2) 建設業許可証明交付申請
- (3) 経営事項審査申請
- (4) 解体工事業登録申請
- (5) 浄化槽工事業登録申請
- (6) 浄化槽工事業者登録簿謄本・閲覧の請求
- (7) 特例浄化槽工事業届出
- (8) 住宅瑕疵担保履行法に係る届出
- (9) 建設機械抵当法に係る申請

2 留意事項

- (1) 建設業許可申請・届出及び経営事項審査申請の郵送に当たっては、別紙「送付票」に必要事項を記入の上、提出書類と合わせて郵送願います。
- (2) 申請書等で原本確認が必要な書類については、写しで対応します。
- (3) 郵送に当たっては、簡易書留などの配達状況を追跡できる方法で提出することを推奨します。また、副本等の返却用封筒(宛名記載・簡易書留分の切手貼付)を同封いただくようお願いします。
- (4) 詳細は、所管する振興局の建設指導課土木係(石狩は審査指導係)にお問い合わせください。

3 その他

申請者が対面による審査等を希望する場合は、従来どおり対応します。

(建設政策局建設管理課建設業係)